

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 4 | 国民年金に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那賀町は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島県那賀町長

公表日

令和8年3月23日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 国民年金に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>那賀町における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律施行規則の他、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>①被保険者に関する事項</p> <p>1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の届出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の届出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出</p> |
| ③システムの名称 | 国民年金システム、統合宛名管理システム、中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 1. 国民年金システム | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表 項番46・116 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第4条の2・59条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 那賀町住民課 |
| ②所属長の役職名 | 住民課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1121 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 那賀町住民課 那賀郡那賀町和食郷字南川104番地1 0884-62-1194 |

| | |
|---|--|
| 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した | |
| 適用した理由 | |

II しきい値判断項目

| | |
|--|---|
| 1. 対象人数 | |
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月31日 時点 |
| 2. 取扱者数 | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和8年1月31日 時点 |
| 3. 重大事故 | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| |
|-------------------|
| しきい値判断結果 |
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | |
|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | |
| [基礎項目評価書] | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | |

| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
|---|---|---|
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [<input type="radio"/>]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | | [<input type="radio"/>]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供) |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | [<input type="checkbox"/>]人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 | |

| 9. 監査 | |
|---|--|
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分に行っている] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div> |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | |
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div> |
| 判断の根拠 | 国民年金事務での特定個人情報について、取り扱う職員を限定し、処理の終わった書類については鍵のかかる書庫等において保管をしている。 |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|--|--|---|------|-------------|
| 平成29年2月1日 | 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | 国民年金法等に基づき、国民年金資格の管理・付加・免除・給付の管理を行う。 | 那賀町における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人(前行のつづき) | 事前 | |
| | 2 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第1 第31項 | 番号法第9条第1項 別表第1の31の項、62の項、95の項 | 事前 | |
| 平成29年2月1日 | 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | 実施する | 実施しない | 事前 | |
| 平成29年2月1日 | 2 法令上の根拠 | 番号法第19条第7号 別表第2の48、50の項 | (空白) | 事前 | |
| 平成29年2月1日 | 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 那賀町 企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 | 那賀町 ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 | 事前 | |
| 平成29年2月1日 | 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 那賀町 企画情報課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 | 那賀町 ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 | 事前 | |
| 令和1年7月1日 | 評価実施機関名 | 那賀町長 | 徳島県那賀町長 | 事後 | |
| 令和1年7月1日 | 5. 評価実施機関における担当部署 | 住民課長 岡川 千歳 | 住民課長 | 事後 | |
| 令和1年7月1日 | 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | 那賀町 ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 | 那賀町情報政策室 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 | 事後 | |
| 令和1年7月1日 | 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 那賀町 ケーブルテレビ課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 | 那賀町住民課 那賀郡那賀町和食郷字南川1104番地1 | 事後 | |
| 令和1年7月1日 | IIしきい値判断 事務の対象人数 | 平成27年12月1日 時点 | 令和元年5月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年7月1日 | IIしきい値判断 個人情報ファイル取扱者人数 | 平成27年12月1日 時点 | 令和元年5月1日 時点 | 事後 | |
| 令和1年7月1日 | IV リスク対策 | (なし) | (項目追加) | 事後 | |
| 令和5年8月14日 | 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | ③保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料の納付の申出 3 | 1. 申出書の受理2. 付加保険料納付の申出3. 付加保険料納付の辞退申出 | 事後 | |
| 令和5年8月14日 | 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 1. 国民年金システム | 国民年金システム、統合宛名管理システム、中間サーバー | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 3 個人番号の利用 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一 31の項、62の項、95の項 | ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項別表 項番46・116 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第4条の2・59条 | 事後 | |
| 令和8年3月23日 | IV-8 人手を介在させる作業 | (なし) | [十分である] | 事後 | 様式変更に伴う項目追加 |